

# News Release

株式会社山陰合同銀行

〒690-0062 島根県松江市魚町 10  
TEL.0852-55-1000  
<https://www.gogin.co.jp>

2022年5月25日

## 「本人が意思表示できない預金の払出し」対応について

今般、一般社団法人全国銀行協会から預金者本人が事故等により意思表示ができない場合の「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」が示されましたが、山陰合同銀行では、2008年3月より、この「考え方」に沿った預金の払出しに対応しています。

預金者本人に不測の事態が生じ、代理権のない第三者から預金者本人の預金を払出したいとの申し出があった場合、可能な限りお手続きしていますので、必要な場合は、最寄りの店舗にご相談ください。当行では、引き続き、お客様のさまざまな課題やニーズにお応えするよう努めてまいります。

### 記

#### 1. 不測の事態の事例

- (1) 預金者本人に突然の事故等不測の事態が生じ、意思表示ができないが、医療費・入院費等の支払が必要。
- (2) 預金者本人が高齢となり、意思表示が困難であるが、預金者本人のための日常生活費等が必要。

#### 2. 取り扱い

請求書・領収書等で預金者本人のために必要な資金であるか確認し、お手続きいたします。請求書・領収書等がない場合でも払出しが可能な場合がありますので、ご相談ください。

#### 3. その他

一般社団法人全国銀行協会が公表しました「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」は、一般社団法人全国銀行協会のウェブサイト「ニュース&トピックス」でご確認ください。

URL : <https://www.zenginkyo.or.jp>

以上